

訪問介護相当サービス事業者  
通所介護相当サービス事業者 各位

富田林市高齢介護課長

令和6年度介護報酬改定に伴う  
指定第1号事業費算定に係る体制等に関する届出について

標記について、令和6年度介護報酬改定により、新設及び算定要件変更等された加算については、本年4月1日以降の「指定第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」の届出が必要となります。

つきましては、お忙しい中大変恐縮ですが、下記のとおり介護報酬改定に関する届出手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業所

富田林市の指定を受けている訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス事業者

2 提出書類

- ・変更届(様式第2号)
- ・指定第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)
- ・誓約書(報酬改定用)
- ・返信用封筒(※受付分の控えの返送を希望する事業者のみ)  
※提出書類については、富田林市ウェブサイト内にも掲載します。

3 提出先及び提出期限

提出先： 〒584-8511 富田林市常盤町1番1号  
富田林市高齢介護課

提出期限： **令和6年4月10日(水)【消印有効】**  
郵送にて提出してください。

※裏面の注意事項も必ずお読みください。

【問い合わせ先】

富田林市 高齢介護課 高齢者支援係  
電話：0721-25-1000(内線197)  
FAX：0721-20-2113

# 注意事項

## 1. 届出について

「指定第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」におきまして、該当項目が「1 なし」の場合であっても届出手続きは必要ですので必ず提出願います。

注)「第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」は、今回の報酬改定による新規加算及び算定要件等に変更があった加算で届出が必要な加算を抜粋したものです。

「なし」「あり」等を必ず記載してください。

※届出(郵送等)がない場合又は記載がない場合は、「なし」(当該加算の算定ができない。)として取扱います。

### 【今回、改定等がない加算の変更届の取扱い】

○「第1号事業費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」に記載されていない従来からある加算について変更がある場合は、別途、通常通りの加算に係る変更届に必要な書類を添付し提出してください。(提出期限：令和6年4月10日(水)消印有効)

## 2. 受付・補正

補正(必要書類の不足や記入誤り)がある場合には、こちらからご連絡いたします。

なお、書類については到着順に審査いたしますが、受付控の送付や、補正連絡等に期間を要することが予想されます。あらかじめご了承ください。

※返信用封筒の同封がある場合は、「変更届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」の写しを送付します。同封がない場合は、写し等の送付はいたしませんのでご了承ください。

## 3. 介護報酬改定に伴う加算等の算定要件について

加算等を届出する場合は、必ず算定要件をご確認ください。後日に、算定要件を満たさないと判明した場合は過誤調整等の手続きが必要となりますのでご注意ください。

なお、届出が不要な加算等でも算定要件が変更されている場合がありますので、算定にあたっては当該要件について確認するようお願いいたします。

## 4. その他

算定にあたっては、厚生労働省等のホームページをご確認頂き、介護報酬改定に関する通知(基準の制定に伴う実施上の留意事項)やQ&A、介護保険最新情報等の情報収集に努めていただきますようお願い申し上げます。